平成２７年（フ）第３４号
広島県安芸高田市向原町戸島1921番地15
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
広島地方裁判所三次支部
平成２７年（フ）第４０号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分89番地10　メゾンマナベＥ－１号室
債務者　三宅　育美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部
平成２７年（フ）第２２９号
長崎県長崎市鳴見台１丁目３番12号
債務者　原　　正明
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第２３１号
長崎県長崎市新戸町４丁目４番12号、旧住所長崎県長崎市野母町3591番地１
債務者　竹谷　秀子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第９６号
長崎県大村市植松３丁目806番地１　県営植松団地１棟306号、前住所長崎県佐世保市江迎町乱橋276番地１
債務者　髙森　信一
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２７年（フ）第２１８号
茨城県古河市西間中橋13番地７、前住所埼玉県川口市芝高木１丁目４番19号　フラットガーデン103
債務者　郷　真由美（旧姓西沢）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第２１９号
茨城県古河市東牛谷374番地１　Ｂｌｏｓｓｏｍ　Ｃｏｕｒｔ　Ａ105
債務者　平子　直美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第２２０号
茨城県結城市大字結城2938番地２
債務者　和嶋日登美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第２２１号
茨城県結城市大字結城2938番地２
債務者　和嶋　優希
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第２２６号
茨城県下妻市砂沼新田18番地２　シェルガーデンＢ棟102号室
債務者　片野京子こと　陳　　佳琦
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第２２７号
茨城県下妻市小島979―３、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町羽鳥1125番地
債務者　吉原　　唯
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第２３３号
茨城県筑西市乙619番地　ハイツルピナスＡ101、前住所茨城県筑西市玉戸204番地７
債務者　水越　邦明
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第２３４号
茨城県古河市高野1574番地１
債務者　船橋　義明
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２７年（フ）第６４号
千葉県茂原市早野1226番地８
債務者　鈴木　弥生
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２７年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市東開町１丁目17番36号　コーポＫ・Ｙ202
債務者　常深ますみ
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２７年（フ）第１００号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目２番地　県営住宅８－４
債務者　中里　　歩
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２７年（フ）第１１０号
青森県八戸市新井田西２丁目15番３号　マンションタケイシ102、前住所岩手県九戸郡洋野町種市第41地割98番地３
債務者　竹根　朋斉
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係